平成30年度 第3回まち美化推進協議会 議事要点録

○日 時:平成31年2月6日(水) 14時05分~15時30分

○場 所:多摩市役所 西第1会議室

○出席者

· <u>委</u> <u>員</u>:小山会長、倉澤副会長、飯塚委員、組澤委員、福岡委員、馬渡委員 浅井委員、冨田委員、山下委員、吉井委員、

・傍 聴:なし

・<u>事務局(多摩市環境部環境政策課)</u>: 佐藤環境政策課長、山田環境政策担当主査、 岩崎主任、三橋主事

○議 事

- 1 多摩エコ・フェスタ2019の実施について【資料1】
- 2 平成30年度 まち美化貢献者・団体表彰式について【資料2】
- 3 唐木田クリーンアップ作戦2018について【資料3】
- 4 平成30年度 秋の「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告について【資料4】
- 5 平成30年度まち美化重点区域啓発用路面シートについて【資料5】
- 6 平成30年度の新たな取組みの実施状況について【資料6】
- 7 平成31年度 「多摩市まち美化キャンペーン」(案)【資料7】
- 8「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例制定」と「多摩市まちの環境美化条例の改正について」【資料8】
- 9 今後のスケジュールについて【資料9】

議事1 多摩エコ・フェスタ2019の実施について

事務局から、市民団体・企業・学校などが集まり、生活の中から環境を意識できるイベントである多摩エコ・フェスタ2019が1月19日(土)・20日(日)に開催された旨を報告しました。会場、出展内容及び来場者数等の詳細については、1ページの【資料1】をご参照ください。

議事2 平成30年度 まち美化貢献者・団体表彰式について

前回の平成30年度第2回多摩市まち美化推進協議会で決定した表彰団体や事業所について、平成31年1月20日に実施した「多摩エコ・フェスタ2019」内で表彰させて頂いた旨を事務局より報告しました。本年度は道路アダプト3団体、1事業所の合計4組を表彰し、平成25年から合計で64団体を表彰させて頂きました。今後も引き続きまちの環境美化を推進して下さる団体を表彰していく予定です。

表彰団体や事業所の詳細は、2ページの【資料2】の表1をご覧ください。

議事3 唐木田クリーンアップ作戦2018について

事務局から、唐木田クリーンアップ作戦2018について報告しました。

唐木田クリーンアップ作戦とは、八王子・多摩・町田の3市で構成されている多摩ニュータウン環境組合が事務局となり、平成16年から毎年年末に実施している清掃活動です。 平成27年度からは実行委員会形式での清掃活動を実施し、唐木田地域の様々な事業所・ 団体等が交流し、お互いに顔がわかる関係づくりを目指しています。多摩市環境部も実行

議事4 平成30年度 秋の「多摩市まち美化キャンペーン」の実施報告について

事務局から、平成30年度 秋の「多摩市まち美化キャンペーン」の実施内容、参加状況及び、ごみの収集状況についてご報告致しました。

秋のキャンペーンは、ゴミのポイ捨て防止などの環境美化の推進に加え、歩行喫煙や受動喫煙防止の周知・啓発を行うため、健康推進課とも連携し、市内4駅周辺で各1回ずつ計4回実施しました。キャンペーンの参加者の合計は297名、吸殻・ごみの収集状況の各合計については、吸殻が9,375本、可燃ごみ37,450g、不燃ごみ9,600g、缶218個、瓶40本、ペットボトル91本となっております。春のキャンペーンと比較すると、取集した不燃ごみについては減少しているものの、ほかの吸い殻・缶・ビン・ペットボトルに関しては、若干増えておりました。

また、ポケットティッシュも約2,000個配布しており、多摩市まちの環境美化条例の啓発に繋がりました。

詳細は、4ページ【資料4】をご覧ください。

議事5 平成30年度まち美化重点区域啓発用路面シートについて

平成30年度第1回多摩市まち美化推進協議会で報告しました新しい路面シートの設置について、本年度の設置内容を5ページの【資料5】に沿ってご報告致しました。本年度も昨年度同様に【資料5】図5の路面シートを3月末までに50枚貼付予定であり、その他にも、多摩センター駅小田急線改札口前のエコミちゃんが記載された路面シート2枚についても貼り替え予定である旨を説明し、承認されました。

議事6 平成30年度の新たな取組みの実施状況について

平成30年度の新たな取組みの実施状況について、6・7ページの【資料6】を基に事務局よりご報告致しました。

<u>1 新たな方法での聖蹟桜ヶ丘駅周辺におけるまち美化キャンペーンの試行実施の結果に</u> ついて

事務局から、聖蹟桜ヶ丘駅でのキャンペーン方法をご説明し、春と秋の計2回試行実施 した中で挙げられた、良かった点・反省点を表2に沿ってご報告致しました。

また、その他の駅の活動として、多摩センター駅周辺におけるキャンペーンでは多摩センター地区連絡協議会様と調整を重ねましたが、同一日に清掃活動を実施することは困難であるとの結論に達し、従来通りの活動を実施することとなりました。永山駅周辺でのキャンペーン活動では聖ヶ丘中学校から継続して約100名程度ご参加頂いております。

これらのキャンペーン試行方法及び結果を受けて8・9ページの資料7では平成31年度の多摩市まち美化キャンペーンについての事務局案を提案致します。

2 まち美化キャンペーン以外の手法による新たな環境美化啓発の取組みとして、子ども 達を通じたまちの環境美化への意識啓発活動の実施結果について

児童・生徒の皆さんに地域の環境美化活動への理解を深めることを目的に、学校で取り組んでいる環境学習の一環として、環境美化対策に関するテーマを課題としたポスターの作成を小・中学校の校長連絡会を通じて募集したところ、連光寺小学校と共同実施することとなりました。

連光寺小学校の生徒に作成して頂いた環境美化の推進に関するポスターをラミネート加工し、多摩センター駅周辺のごみのポイ捨てが多く見られる場所に2枚掲示致しました。 平成31年度についても、まちの環境美化の向上のため、苦情の多発する場所やごみのおポイ捨てが多く見られる場所に掲示していく予定です。

【ご意見等(一部抜粋)】

委 員:連光寺小学校のポスターはいつ貼り、それによる効果はあったのか。

事務局:平成30年の12月末に掲示したばかりであるため、効果の検証までは

至っておりません。まだ掲示していない9枚のポスターについても同様に苦情の 多い場所等に掲示し、環境美化の向上に繋げていきたいと考えています。

議事7 平成31年度 春のまち美化キャンペーン(案)について

事務局より、平成31年度春のまち美化キャンペーン(案)について説明しました。 平成30年度の聖蹟桜ヶ丘駅周辺における春のまち美化キャンペーンは、資料6でも報告した通りこれまでとは異なる方法での啓発活動を行いました。平成31年度は、この試行実施で良かった点と反省点を活かし、さらにごみのポイ捨てが減少するような活動を進めるため、以下の方法で試行的に実施したいと考えております。

平成31年度 聖蹟桜ヶ丘駅周辺でのキャンペーンについて

(1)実施の経緯

平成30年度の聖蹟桜ヶ丘駅周辺での試行的なキャンペーン活動の中で、会場の都合上、ミーティング時に参加者の方々に窮屈な思いをさせてしまう点や遅刻者への対応がしきれない点、ポイ捨てが多い場所を把握しきれていないという反省点が挙がり、これらを改善した取り組みを実施したいと考えております。

また、環境政策課に寄せられるまちの環境美化に関する苦情の多くは喫煙関係の苦情であり、この度「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」の制定に向けて動き出していることから、平成31年度はたばこのポイ捨て状況の把握を実施予定です。

(2) 実施方法

- ① 集合場所及び解散場所は桜ヶ丘駅前交番前とする。
- ② 清掃活動は平成30年度に試行実施したグループ単位の行動によるものとし、 リーダーの指示のもとグループ毎に行動するが、グループ内には「たばこの吸い殻回 収班」を設けることとする。
- ③ ポイ捨てされたたばこの吸い殻については「たばこの吸い殻回収班」のみが拾うこととする。
- ④ 「たばこの吸い殻回収班」は
 - 1 吸い殻を見つける人
 - 2 事前にお渡しする地図上に吸い殻を拾った場所及び本数を記入する人
 - 3 2をフォローする人

- 4 ポイ捨てされた煙草の吸殻を拾う人 以上の役割分担のもと行動して頂きます。
- ⑤ グループ内の「たばこの吸い殻回収班」以外のメンバーで「吸い殻」以外のポイ捨て された「可燃ごみ」「不燃ごみ」「缶」「ビン」「ペットボトル」を拾う。
- ⑥ 市の職員は、駅頭でのPRアナウンスや啓発物品の配布を行います。

他の3駅につきましては、従来通りのキャンペーン方法での実施を検討しておりますが、 永山駅と同様に他の駅のキャンペーンにも児童・生徒のみなさんが参加して頂けるよう、 キャンペーンの日程や時間についても一部変更し、実施する予定です。

また、プラスチックごみが環境に与える影響などもキャンペーンの中で啓発していきたいと考えています。

春のまち美化キャンペーンにつきましては、ごみ対策課・健康推進課と共同して実施する予定としており、下表のとおりの日程案を報告し、承認されました。

【表】平成31年度 春のまち美化キャンペーン日時案

日時			場所
5月 24日	(金曜)	15時00分 ~ 16時00分	唐木田駅周辺
5月 25日	(土曜)	1 0時00分 ~ 1 1時00分	永山駅周辺
5月 25日	(土曜)	15時00分 ~ 16時00分	多摩センター駅周辺
5月 27日	(月曜)	15時00分 ~ 16時30分	聖蹟桜ヶ丘駅周辺

【ご意見等 (一部抜粋)】

[委員]: ヨーロッパ等でも採用しているデポジット方式(返金システム)を取り入れると良いのではないか。価値がなくなるからごみとして捨てるのであって、1円や2円になればポイ捨てもなくなる為、このような取組みを多摩市から始めたらよいのではないか。罰則を強めることやボランティアに頼るだけでは限界があり、市の施策や仕組みがないと改善されないのではないか。

委員:キャンペーン方法を再度検討するべきではないか。ポイ捨てされるごみの量や場所についてキャンペーンに参加している人は意識することが出来るが、キャンペーンに参加しない、もっと多くの人たちにもゴミのポイ捨ての禁止を呼び掛け、迷惑行為をする人を減らすことに繋がるよう、従来とは異なる形式での啓発活動が必要ではないか。

事務局: 平成31年度のまち美化キャンペーンについてはこの内容で進めさせて頂き、今後のキャンペーン方法については平成31年度の協議会の中でテーマとして挙げながら検討していきたいと考えております。

議事8 「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」制定に向けた動向と「多摩市まちの環境美化 条例の改正について」

事務局から、10~13ページの【資料8】をもとに8つのテーマに基づき「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」制定に向けた動向と「多摩市街の環境美化条例」の一部改正についてご報告しました。議事8については、3月議会の中で議論する予定の内容になります。

1 多摩市の動向について

平成29年3月議会において「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」の制定についての決議がされたことに伴い、新たな受動喫煙対策の条例制定を視野に入れた取組みを平成30年4月から始めています。現在までの動きについては、健康推進課が中心となり、市民のみなさんからは受動喫煙の実態やご意見を伺い、庁内においては関係課が集まり、検討委員会を開催しながら条例案の作成に取り組んでいます。

2 庁内連携及び調整について

平成30年度第2回まち美化推進協議会では、多摩市まちの環境美化条例の中で取り扱っている「喫煙」に関する部分は全て多摩市受動喫煙防止条例に移管予定とお伝えしました。その後、平成30年12月の経営会議の中で多摩市受動喫煙防止条例案の素案を、平成31年1月に受動喫煙防止条例案を提出し、議論の中で「歩行喫煙」については、受動喫煙防止条例において市民は他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならないとしているものの歩行喫煙そのものは禁止していないことや、多摩市まちの環境美化条例では、他人への迷惑防止という視点で歩行喫煙を禁止している経緯があり、歩行喫煙に関する条文を抜き取ると、多摩市として後退していると考えることも出来るため、引き続き多摩市まちの環境美化条例の中で規定し、それ以外の「喫煙」の部分は、移管することとして調整を進めております。

これまでの経緯を踏まえ、「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」制定に向け、【参考資料1】の「多摩市まちの環境美化条例」を【参考資料2】のとおり、【参考資料3】の「多摩市まちの環境美化条例施行規則」を【参考資料4】のとおり変更することしました。

3 「多摩市まちの環境美化条例」と「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」に関するパブリックコメントの実施

庁内連携及び調整の結果を踏まえ、平成30年12月25日(火)から平成31年1月10日(木)にかけて市内の図書館や公民館、健康センターなどと公式ホームページで2つの条例案に関するパブリックコメントを実施致ししたところ、計51名から意見を頂戴いたしました。そのうち、多摩市まちの環境美化条例に係る7つの意見及び市の回答内容は【参考資料5】の通りです。内訳は、受動喫煙防止条例の制定に対し反対する意見が3件、携帯灰皿の路上配布や灰皿設置の禁止を求める意見が1件、たばこのポイ捨てに関する意見が1件、喫煙スポットを増やしてほしいという意見が1件、まち美化重点区域の境界線がわかりにくいという意見が1件ございました。

「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」に関するパブリックコメントの実施結果を受けて、健康推進課の条例制定に向けた考え方は以下の通りです。

4 多摩市受動喫煙防止条例制定の考え方 (健康推進課)

パブリックコメントでは、喫煙者から条例の制定により喫煙が大幅に制限され、喫煙できる場所がなくなるのではないか、喫煙スポットがなくなるのではないか、といった懸念が示されました。

喫煙場所については、喫煙の制限をさせていただく公園、施設、区域等を避けていただき、歩きたばこ、ポイ捨てをせず、受動喫煙を起こさないように配慮していただくことで屋外での喫煙は可能となっています。また、喫煙スポットについては、現在ある喫煙スポットをなくすことは現時点では考えておりません。ただし、受動喫煙防止対策は不十分なため、まず、喫煙スポットの受動喫煙防止対策を重点的に取り組み、運用を行う予定です。

今後、パブリックコメント等では条例制定に対し反対する意見も頂いておりますが、 市民を交えたワークショップ・庁内会議等の中での経緯により、健康増進の観点から も受動喫煙防止していく必要があるという整理のもと、これら喫煙可能な場所及び喫 煙禁止場所をさらに明確に示し、望まない受動喫煙をなくせるように努めてまいりま す。

また、パブリックコメントでは、加熱式たばこの適用除外を求める意見が多く寄せられ、検討の結果、健康増進法の一部を改正する法律及び東京都受動喫煙防止条例に合わせて、受動喫煙の観点からは健康影響は予測困難とされている加熱式たばこについては、罰則の対象外とします。

また、その他いただいたご意見は、今後の受動喫煙防止対策の参考にさせていただき、取り組みを進めてまいります。

「多摩市まちの環境美化条例」に関するパブリックコメントと健康推進課の考え及び方針を受けて、環境政策課が所管としている多摩市まちの環境美化条例の一部改正については、喫煙スポットの管理等については移管することとし、環境政策課の移管に関する考え方及び移管内容は、以下の通りです。

5 多摩市まちの環境美化条例の一部改正の考え方(環境政策課)

多摩市まちの環境美化条例では、他人への迷惑行為の防止という視点や危険を生じやすいといった視点で路上喫煙や歩行喫煙等の行為を禁止しており、受動喫煙による煙の被害等といった観点とは目的が異なっているという議論の経過の基、環境政策課では以下のよう一部改正について考えております。

- (1) まちの環境美化条例にて市内全域で禁止している、路上における歩行喫煙については変更せずそのまま残します。(第5条3項)
- (2) 現在、まちの環境美化条例で規定している、まち美化重点区域はそのままとし、(仮称) 多摩市受動喫煙防止条例においても同区域を受動喫煙防止重点

区域として規定します。(第6条1項)

- (3) まち美化重点区域内に各駅一箇所ずつ設けている、喫煙スポットについては (仮称) 多摩市受動喫煙防止条例に移行して規定します。(第6条2項)
- (4) 喫煙スポットを(仮称)多摩市受動喫煙防止条例で規定することに伴い、まち美化重点区域内で禁止している路上喫煙に関する部分を削除します。(新たに(仮称)多摩市受動喫煙防止条例にて規定)(第6条1項、第8条2項)
- (5) 過料については、(仮称) 多摩市受動喫煙防止条例にも過料の規定を設けます。 ただし、両条例とも施行は規則で定める日とし、現時点での施行は未定。(第 10条)

6 「多摩市まちの環境美化条例」と「(仮称) 多摩市受動喫煙防止条例」の移管(等) について

(現状)多摩市まちの環境美化条例	(改正後) まちの環境美化 条例	(仮称)多摩市受動喫煙防止条例
第1条 この条例は、路上喫煙等による他人への 迷惑及び吸い殻、紙くず、空き缶その他 のごみの散乱を防止するまちの環境美 化を、多摩市が多摩市民及び多摩市内に 土地を所有する者等と協力して行うこ とによって、市民の良好な生活環境を確 保し、安全で快適な美しいまちの実現を 図ることを目的とする。	第1条変更なし	第4条(市民の責務) 市民は、喫煙及び受動喫煙による健康 への悪影響について理解を深めるとと もに、他人に受動喫煙を生じさせるこ とがないよう努めなければならない。 第10条(公園等における喫煙制限) 何人も次に揚げる施設等又は区域において喫煙をしてはならない。 (1)市内の公園 (2)教育施設の敷地に隣接する市内の路 上(道路その他一般交通の用に供する 場所)
第5条 第3項 市民等は路上(道路その他一般交通の用 に供する場所をいう。以下同じ。)にお いて、歩行中に喫煙(たばこを吸うこと 及び火の付いたたばこを持つことをい う。以下同じ。)をしてはならない。	第5条第3項 変更なし	(3)児童福祉施設に敷地に隣接する市内の路上(4)市が管理する施設等の敷地及び当該敷地に隣接する市内の路上
第6条 第1項 市長は、公共の場所において <u>路上喫煙及</u> <u>び</u> 吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみ を捨てる行為を特に禁止する必要があ ると認められる区域をまち美化重点区 域として指定することができる。	第6条第1項 (一部削除) 路上喫煙及び を削除	第11条(受動喫煙防止重点区域の指定) 市長は、重点的に受動喫煙を防止する 区域として市内の区域を指定すること ができる。 第2項 前項の規定により市長が指定 する区域のほか、多摩市まちの環境美 化条例 第6条第1項の規定によりま ち美化重点区域として指定された区域 は、受動喫煙防止重点区域とする。
第6条 第2項 市長は、まち美化重点区域内において特別に喫煙ができる場所として、喫煙スポットを指定することができる。	事業移管(全文削除)	第12条 市長は、受動喫煙防止重点区域内において特別に喫煙をすることができる場所として、喫煙スポットを指定することができる。
第8条 第2項 まち美化重点区域において <u>路上喫煙又</u> <u>は</u> 吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみ を捨てる行為をした者	第8条第2項 (一部削除) 路上喫煙又は を削除	第12条第2項 何人も、受動喫煙防止重点区域の路上 おいて喫煙をしてはならない。

7 「多摩市まちの環境美化条例の一部改正」に伴う、まち美化推進協議会委員の皆様 へのご協力のお願い

「多摩市まちの環境美化条例の一部改正」に伴い、「多摩市まちの環境美化条例施行規則」についても変更予定としております。

現在、委員の皆様の任期につきましては、多摩市まちの環境美化条例施行規則第11条に記載の通り、「委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとする」としていることから、任期は平成32年3月31日までとさせて頂いております。皆様が所属されている団体の会合の日程や春のまち美化キャンペーンの日程を考慮し、「多摩市まちの環境美化条例施行規則」の一部改正に伴い、皆様の任期に関しまして参考資料4のように変更させて頂きたく存じます。具体的には、平成32年3月31日までとしている任期を平成32年5月31日までとさせて頂き、次回の任期は平成32年6月1日から2年とさせて頂きたいと考えております。

次回の平成31年度第1回の協議会の中でも議題に挙げさせて頂きますので、団体の中でご確認頂ければ幸いです。

8 「多摩市まちの環境美化条例」と「(仮称)多摩市受動喫煙防止条例」の今後の方向 性

「多摩市受動喫煙防止条例」及び「多摩市まちの環境美化条例の一部改正」はともに3月議会に提出し、承認されれば、平成31年4月1日制定、平成31年10月1日施行の運びとなります。

議事9 今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明しました。詳細については14ページの 【資料9】をご覧ください。

その他

【ご意見等(一部抜粋)】

<u>季</u>員: 聖跡桜ヶ丘駅の喫煙所には屋根がないため、雨が降っている日は喫煙場所の外の 屋根がある場所で喫煙している人がいて、煙が流れている現状がある。そのため、 現在の喫煙所に屋根を設置してみてはどうか。

季 員:屋根のあるなしに関わらず、現在多摩市を訪れている外国の方も含めて、条例の 周知・啓発を強化し、オリンピックを迎えられるとよい。

事務局: 喫煙対策に対し、具体的なご提案等があれば事務局まで連絡願います。屋根をつけるというご提案に関しましては、建築基準法の問題や煙が横に流れてしまうことも想定されるため、対応が難しい状況です。

以上(終了15時30分)